

令和7年度 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について【令和7年9月分】

種子島地区広域事務組合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設である種子島清掃センターの維持管理に関する情報を公表いたします。

1 種子島清掃センター 焼却施設

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第4条の5の2

第1項第1号イの規定に関する事項】

種類	可燃ごみ(家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物)													
区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
焼却量	kg	518,990	570,910	532,940	603,340	524,560	560,540							3,311,280

(2) 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(全ての日平均値の月平均値)

【規則第4条の5第1項第2号ト、リ、ヲの規定による測定に関する事項】

区分	年月日	R7.4.30	R7.5.31	R7.6.30	R7.7.31	R7.8.30	R7.9.30							平均値
燃焼室中の燃焼ガス温度 ※1	℃	931	937	968	969	972	974							958.5
集じん器に流入する燃焼ガス温度 ※2	℃	188	191	188	188	188	188							188.5
排ガス中のCO濃度 ※3	ppm	2.19	1.50	5.52	2.10	1.63	3.25							2.70
備考		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定							

※1 「添付図Ⅰ」のフロー図上①にて測定

※2 「添付図Ⅰ」のフロー図上②にて測定

※3 「添付図Ⅰ」のフロー図上③にて測定

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日【規則第4条の5第1項第2号ヌの規定に関する事項】

区 分		実施月日									
冷却設備	ガス冷却室	R7.4.10	R7.5.5	R7.6.2	R7.7.7	R7.8.4	R7.9.1				
										累計	6 回
排ガス処理装置	集じん器	R7.4.21	R7.5.5	R7.6.2	R7.7.7	R7.8.4	R7.9.1				
										累計	6 回

(4) 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度測定結果【規則第4条の5第1項第2号カの規定による測定に関する事項】

区分	規制値		単位	測定結果	
	法規制値	自主管理値		1回目	2回目
排ガスを採取した年月日				R7.7.10	
結果の得られた年月日				R7.8.13	
硫黄酸化物量 ※4	72	72	m ³ /h	0.04	
ばいじん濃度 ※4	0.25	0.05	g/m ³	0.005未満	
塩化水素濃度 ※4	700	326	mg/m ³	67	
窒素酸化物濃度 ※4	250	250	ppm	96	

※4 「添付図Ⅰ」のフロー図上④にて測定

(5) 煙突から搬出される排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果【規則第4条の5第1項第2号カの規定による測定に関する事項】

区分	規制値		単位	測定結果
	法規制値	自主管理値		
排ガスを採取した年月日				R7.7.10
結果の得られた年月日				R7.8.13
排ガス中のダイオキシン類濃度 ※5	5	5	ng-TEQ/m ³	0.23

※5 「添付図Ⅰ」のフロー図上④にて測定

2 種子島清掃センター 一般廃棄物最終処分場

(1) 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量【規則第4条の5の2第1項第4号イの規定に関する事項】

種 類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
不燃物	kg	8,380	8,870	9,270	3,850	6,530	8,420							45,320
焼却残渣	kg	64,300	74,770	69,410	72,060	63,270	66,670							410,480
焼却灰	kg	48,890	56,960	54,190	54,740	46,570	48,520							309,870
固化灰	kg	15,410	17,810	15,220	17,320	16,700	18,150							100,610
その他	kg	1,400	2,390	580	1,540	1,510	1,850							9,270
覆土材等	kg	0	0	0	0	0	0							0
埋立量 合計	kg	74,080	86,030	79,260	77,450	71,310	76,940							465,070

(2) 擁壁等の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のロに規定する点検に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 年 月 日			実 施 日	—
点 検 結 果			措 置 内 容	—

(3) 調整池の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のヘに規定する点検に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 年 月 日			実 施 日	—
点 検 結 果			措 置 内 容	—

(4) 遮水工の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のハに規定する点検に関する事項】

該当なし

(5) 水質検査結果【規則第4条の5の2第1項第4号のニに規定する測定に関する事項】（※採取箇所については「添付図Ⅱ」を参照）

- (1) 放流水検査結果【一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「省令」という。)第1条第2項第14号ハ関係】
 【別紙1】のとおり(放流していない)
- (2) 地下水検査結果【省令第1条第2項第10号関係】
 【別紙2】のとおり(埋立開始前における上流側及び下流側の地下水検査結果)
 【別紙3】のとおり(埋立開始後における上流側及び下流側の地下水検査結果)

(6) 水質の悪化が認められた場合の是正措置

水質の悪化は認められない

(7) 浸出水処理設備の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のトに規定する点検に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 年 月 日			実 施 日	—
点 検 結 果			措 置 内 容	—

(8) 防凍の状況点検【規則第4条の5の2第1項第4号のチに規定する点検に関する事項】

該当なし

(9) 最終処分場残余容量測定【規則第4条の5の2第1項第4号のリに規定する測定に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
測 定 年 月 日			実 施 日	—
測 定 結 果			措 置 内 容	—

* 残余容量は、予定覆土を含めた全容積量で算出。

[別紙1]種子島清掃センター一般廃棄物最終処分場 水質検査結果(放流水)

※ 浸出水処理水については放流はせず、水処理施設において処理したのち、焼却施設における冷却水に使用。

毎月実施

項目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—	4月11日	5月9日	6月11日	7月11日	8月12日	9月10日						
測定結果取得日	—	—	4月24日	5月26日	6月24日	8月18日	8月28日	9月29日						
採取時水温	—	℃	—	—	—	—	—	—						
番号	項目	基準値	単位	測定結果										
1	PH	5.8～8.6	—	7.9	7.9	8.0	8.0	8.2	8.2					
3	BOD	60以下	mg/L	0.5	0.5未満	0.5未満	1.2	0.9	0.5未満					
2	COD	90以下	mg/L	2.3	2.0	2.0	2.2	2.3	2.4					
4	SS	60以下	mg/L	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満					
5	全窒素含有量	120以下	mg/L	3.6	3.8	4.2	5.1	5.8	5.5					
6	塩化物イオン	—	mg/L	210	230	260	340	400	380					
7	カルシウムイオン	—	mg/L	21	23	17	24	18	20					

年2回実施(ただしダイオキシン類については、年1回実施。)

項目【省令別表第1関係】		法定基準値	単 位	測定結果	
	採取日	—	—	2025年7月11日	
	測定結果取得日	—	—	2025年8月18日	
	水温	—	℃	—	
	8	カドミウム及びその他の化合物	0.1以下	mg/L	0.028
9	シアン化合物	1以下	mg/L	0.1未満	
10	有機リン化合物	1以下	mg/L	0.1未満	
11	鉛及びその化合物	0.1以下	mg/L	0.04	
12	六価クロム化合物	0.5以下	mg/L	0.01未満	
13	砒素及びその化合物	0.1以下	mg/L	0.01未満	
14	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	mg/L	0.0005未満	
15	アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/L	検出されず	
16	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	mg/L	0.0005未満	
17	ジクロロメタン	0.2以下	mg/L	0.02未満	
18	四塩化炭素	0.02以下	mg/L	0.002未満	
19	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/L	0.004未満	
20	1,1-ジクロロエチレン	1以下	mg/L	0.1未満	
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/L	0.04未満	
22	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/L	0.3未満	
23	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/L	0.006未満	
24	トリクロロエチレン	0.3以下	mg/L	0.01未満	
25	テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/L	0.01未満	
26	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/L	0.002未満	
27	チウラム	0.06以下	mg/L	0.006未満	
28	シマジン	0.03以下	mg/L	0.003未満	
29	チオベンカルブ	0.2以下	mg/L	0.02未満	
30	ベンゼン	0.1以下	mg/L	0.01未満	
31	セレン及びその化合物	0.1以下	mg/L	0.01未満	
32	ほう素及びその化合物	50以下	mg/L	0.84	
33	フッ素及びその化合物	15以下	mg/L	0.3	
34	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	mg/L	39	
35	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物)	5以下	mg/L	0.5未満	
36	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物)	30以下	mg/L	0.5未満	
37	フェノール類含有量	5以下	mg/L	0.05未満	
38	銅含有量	3以下	mg/L	0.79	
39	亜鉛含有量	2以下	mg/L	0.99	
40	溶解性鉄含有量	10以下	mg/L	0.07	
41	溶解性マンガン含有量	10以下	mg/L	0.53	
42	クロム含有量	2以下	mg/L	0.01未満	
43	大腸菌群数	日平均 3,000以下	個/cm ^l	検出されず	
44	リン含有量	16以下	mg/L	0.17	
45	ダイオキシン類				
	採取日	—	—	2025年7月11日	
	測定結果取得日	—	—	2025年8月13日	
	採取時水温	—	℃	—	
	基準値	1以下	pg-TEQ/L	0.011	

※ 測定結果欄に“未満”と付記されている数値は、定量限界値を示す。

※ No.1～4については、1回／月以上、No.8～45については、1回／年以上の測定が必要。

〔別紙3〕種子島清掃センター一般廃棄物最終処分場 水質検査結果(埋立開始後における上流側及び下流側の地下水検査結果)

毎月実施

項目		基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上流側 測定結果 地下水	採取日	—		4月11日	5月9日	6月11日	7月11日	8月12日	9月10日						
	測定結果取得日	—		4月24日	5月26日	6月24日	8月18日	8月28日	9月29日						
	採取時水温	—	℃	—	—	—	—	—	—						
	塩化物イオン	—	mg/L	26	27	27	24	26	28						
	電気伝導度	—	mS/m	25	24	25	23	22	24						
	水素イオン濃度(pH)	—		—	—	—	—	—	—						
	浮遊物質質量(SS)	—	mg/L	—	—	—	—	—	—						
下流側 測定結果 地下水	採取日	—		4月11日	5月9日	6月11日	7月11日	8月12日	9月10日						
	測定結果取得日	—		4月24日	5月26日	6月24日	8月18日	8月28日	9月29日						
	採取時水温	—	℃	—	—	—	—	—	—						
	塩化物イオン	—	mg/L	24	28	18	26	27	30						
	電気伝導度	—	mS/m	39	36	23	36	35	32						
	水素イオン濃度(pH)	—		—	—	—	—	—	—						
	浮遊物質質量(SS)	—	mg/L	—	—	—	—	—	—						

年2回実施(ただしダイオキシン類については、年1回実施。)

項目【省令別表第1関係】		基準値	単 位	上流側地下水測定結果		下流側地下水測定結果	
採取日		—	—	2025年7月11日		2025年7月11日	
測定結果取得日		—	—	2025年8月18日		2025年8月18日	
採取時水温		—	℃	—		—	
1	カドミウム	0.01以下	mg/L	0.0003未満		0.0003未満	
2	全シアン	検出されないこと		検出されず		検出されず	
3	鉛	0.01以下	mg/L	0.001未満		0.001未満	
4	六価クロム	0.05以下	mg/L	0.005未満		0.005未満	
5	砒素	0.01以下	mg/L	0.001未満		0.001未満	
6	総水銀	0.0005以下	mg/L	0.00005未満		0.00005未満	
7	アルキル水銀	検出されないこと		検出されず		検出されず	
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		検出されず		検出されず	
9	トリクロロエチレン	0.03以下	mg/L	0.001未満		0.001未満	
10	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	0.001未満		0.001未満	
11	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	0.0002未満		0.0002未満	
12	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	0.002未満		0.002未満	
13	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	0.0004未満		0.0004未満	
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	mg/L	0.01未満		0.01未満	
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	0.004未満		0.004未満	
16	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	mg/L	0.1未満		0.1未満	
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/L	0.0006未満		0.0006未満	
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/L	0.0002未満		0.0002未満	
19	チウラム	0.006以下	mg/L	0.0006未満		0.0006未満	
20	シマジン	0.003以下	mg/L	0.0003未満		0.0003未満	
21	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L	0.002未満		0.002未満	
22	ベンゼン	0.01以下	mg/L	0.001未満		0.001未満	
23	セレン	0.01以下	mg/L	0.001未満		0.001未満	
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	mg/L	0.7		0.1未満	
25	フッ素	—	mg/L	0.08未満		0.08未満	
26	ホウ素	—	mg/L	0.02		0.03	
27	1,4-ジオキサン	—	mg/L	0.005未満		0.005未満	
28	クロロエチレン(別名:塩化ビニルモノマー)	—	mg/L	0.0002未満		0.0002未満	
29	ダイオキシン類						
		採取日	—	—			
		測定結果取得日	—	—			
		採取時水温	—	℃			
		基準値	1以下	pg-TEQ/L			

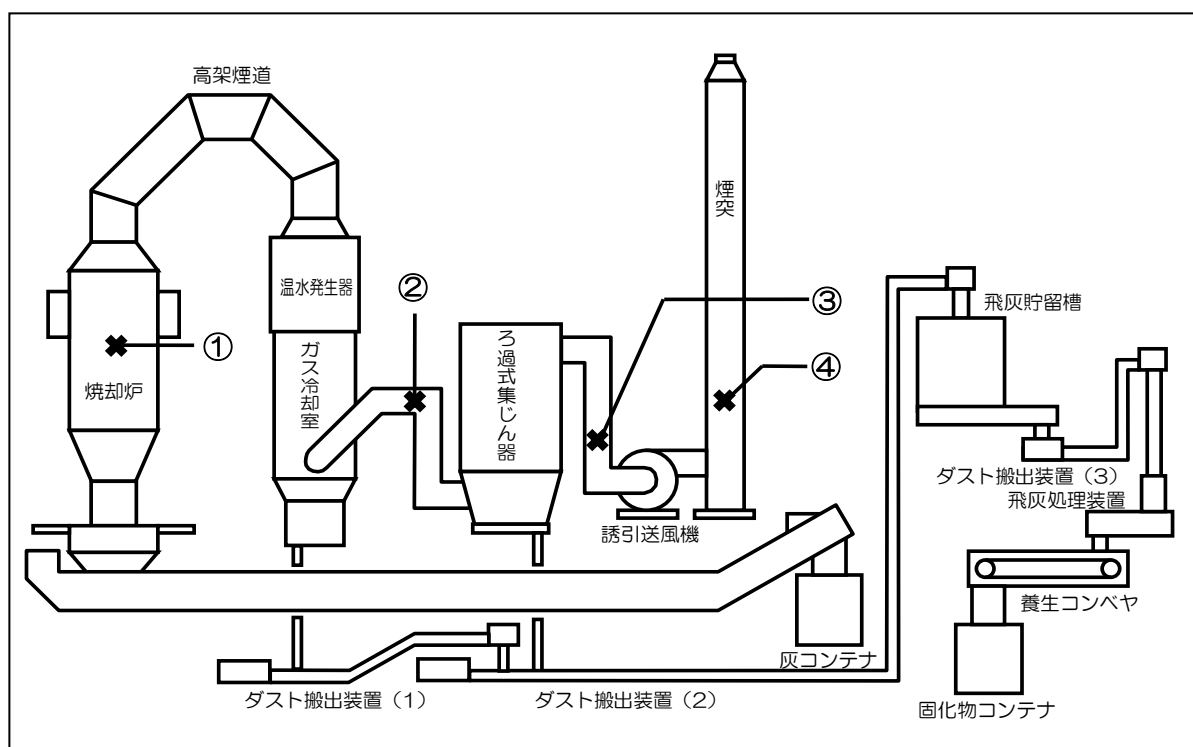
※ 測定結果欄に“未満”と付記されている数値は、定量限界値を示す。

※ 「電気伝導度」及び「塩素イオン」については1回／月以上、No.1～23は1回／年以上の測定が必要。

※ No.24～28は地下水質に関する規制はない。

< 添付図 I > 焼却施設サンプル採取箇所位置図

各種サンプリング位置説明図



測定点	測定項目
①	燃焼室中の燃焼ガス温度
②	集じん器に流入する燃焼ガス温度
③	排ガス中のCO濃度
④	ばい煙量またはばい煙濃度測定
	排ガス中のダイオキシン類濃度

＜添付図Ⅱ＞ 各種水質検査サンプル採取箇所位置図

